

通所リハビリテーション運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、長野県厚生農業協同組合連合会が設置・運営する鹿教湯三才山リハビリテーションセンター介護療養型老人保健施設いずみの（以下事業所という）が行なう指定通所リハビリテーション事業の、運営及び利用に関して必要な事項を定め、事業所の指定通所リハビリテーション事業の提供にあたる従業員（以下従業員）が、要介護状態となった高齢者に対し適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業の従業員は、利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限りその居宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止、または、要介護状態となることの予防を資するよう、目標を設定し計画的に指定通所リハビリテーションを提供するものとする。

3 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、その提供する指定リハビリテーションの質の評価を行ない、常に改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 長野県厚生農業協同組合連合会
鹿教湯三才山リハビリテーションセンター
介護療養型老人保健施設いずみの 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 長野県上田市小泉 7 2-1

(従業員の職種、員数及び業務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び業務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は指定通所リハビリテーション事業所の職員及び業務の管理を一元的に行なうものとする。尚、管理者が必要と認めるときは管理者代行を置くことができる。
- (2) 医師 1 名
医師は利用者に必要なリハビリテーションの提供にあたって医学面での管理、その他適切な指導助言を行なうとともに、従業員に対し必要な指示を出すものとする。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1 名以上
利用者に対して医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき理学療法・作業療法・言語療法等適切なリハビリテーションを実施するものとする。

(4) 看護職員 1名以上

医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき利用者のバイタルの点検、心身の一般状態の観察、その他適切なリハビリテーションを実施するものとする。

(5) 介護職員 1名以上

医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき適切な介護、リハビリテーション及びレクリエーションの実施にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は下記の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（休業日は鹿教湯三才山リハビリテーションセンター指定の休日とする）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。

(利用定員)

第 6 条 事業所において指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は合わせて40名とする。

(事業の提供方法及び内容)

第 7 条 指定通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業の提供にあたって、医師等の従業員は診察、運動機能検査、作業能力検査等を基に、それぞれの利用者の状況、置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したリハビリテーション目標を作成し、その内容等について説明を行なう。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業の提供にあたっては親切丁寧に行ない、利用または家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導または説明を行なう。
- (3) 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、概に居宅サービスが作成されている場合はその計画の内容に沿って作成する。
- (4) それぞれの利用者についてサービスの実施状況及びその評価を診療録に記載し、目標の達成状況は再評価し更に必要な計画を作成することとする。
- (5) 事業所においてはリハビリテーションの提供と併せて計画上必要な場合は、食事・入浴の提供を行なうものとする。

(利用料)

第 8 条 指定通所リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。他に自費分として食事代、材料代、手工芸材料費等が発生するものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して

事前に説明した上で、支払いに同意する旨の署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は上田市、青木村とする。

（サービス利用にあたっての留意点）

第 10 条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に注意すべき事項は次の通りとする。

- （1） 事業所内の器機・器具の使用については、従業員の指示に従って行なうこと。
- （2） 当日急に休まれる時は、午前 8 時 30 分までに連絡をとること。

（非常災害対策）

第 11 条 非常災害に際しては、消防法施行規則第 3 条に基づく計画を策定するとともに、非難・救出訓練の実施等、万全の対策を期すること。

（衛生管理等）

第 12 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の施設または飲用に供する水については衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なうものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 虐待の防止のための指針を整備する。
- （3） 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上。また、新規採用時には必ず）実施する。
- （4） 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他の運営についての重要事項）

第 14 条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の整備を行なう。

- （1） 新任研修 6 ヶ月以内
- （2） 継続研修 年 1 回以上
- 2 事業所の従業員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても引続き前項に規程する義

務を負う。

- 4 指定通所リハビリテーション事業所のカルテ他資料の保管は2年間とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野県厚生農業協同組合連合会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

規程施行	平成22年4月1日
改正施行	平成24年4月1日
改正施行	平成27年4月1日
改正施行	平成30年4月1日
改正施行	令和6年1月1日

通所リハビリテーション運営規程（介護予防）

（目的）

第 1 条 この規程は、長野県厚生農業協同組合連合会が設置・運営する鹿教湯三才山リハビリテーションセンター介護療養型老人保健施設いずみの（以下事業所という）が行なう指定介護予防通所リハビリテーション事業の、運営及び利用に関して必要な事項を定め、事業所の指定介護予防通所リハビリテーション事業の提供にあたる従業員（以下従業員）が、要支援状態となった高齢者に対し適切な介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第 2 条 事業の従業員は、利用者が要支援状態等になった場合においても可能な限りその居宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化防止、または、要介護状態となることの予防を資するよう。目標を設定し計画的に指定介護予防通所リハビリテーションを提供するものとする。
 - 3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、その提供する指定リハビリテーションの質の評価を行ない、常に改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 長野県厚生農業協同組合連合会
鹿教湯三才山リハビリテーションセンター
介護療養型老人保健施設いずみの 通所リハビリテーション
- (3) 所在地 〒386-1106 長野県上田市小泉72-1

（従業員の職種、員数及び業務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び業務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は指定介護予防通所リハビリテーション事業所の職員及び業務の管理を一元的に行なうものとする。尚、管理者が必要と認めるときは管理者代行を置くことができる。
- (2) 医師 1名
医師は利用者に必要なリハビリテーションの提供にあたって医学面での管理、その他適切な指導助言を行なうとともに、従業員に対し必要な指示をだすものとする。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士1名以上
利用者に対して医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき

理学療法・作業療法・言語療法等適切なリハビリテーションを実施するものとする。

(4) 看護職員 1名以上

医師の指示ならびに介護予防通所リハビリテーション計画に基づき利用者のバイタルの点検、心身の一般状態の観察、その他適切なリハビリテーションを実施するものとする。

(5) 介護職員 1名以上

医師の指示ならびに介護予防通所リハビリテーション計画に基づき適切な介護、リハビリテーション及びレクリエーションの実施にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は下記の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日 (休業日は鹿教湯三才山リハビリテーションセンター指定の休日とする)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。

(利用定員)

第 6 条 事業所において指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は合わせて40名とする。

(事業の提供方法及び内容)

第 7 条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業の提供にあたって、医師等の従業員は診察、運動機能検査、作業能力検査等を基に、それぞれの利用者の状況、置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したリハビリテーション目標を作成し、その内容等について説明を行なう。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業の提供にあたっては親切丁寧に行ない、利用または家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導または説明を行なう。
- (3) 介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、地域包括支援センターで作成されている計画の内容に沿って作成する。
- (4) それぞれの利用者についてサービスの実施状況及びその評価を診療録に記載し、目標の達成状況は再評価し更に必要な計画を作成することとする。
- (5) 事業所においてはリハビリテーションの提供と併せて計画上必要な場合は、食事・入浴の提供を行なうものとする。

(利用料)

第 8 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。他に自費分として、食事代、材料費手工芸材料費等が発生するものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は上田市、青木村とする。

(サービス利用にあたっての留意点)

第 10 条 利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に注意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 事業所内の器機・器具の使用については、従業員の指示に従って行なうこと。
- (2) 当日急に休まれる時は、午前 8 時 30 分までに連絡をとること。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害に際しては、消防法施行規則第 3 条に基づく計画を策定するとともに、非難・救出訓練の実施等、万全の対策を期すること。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の施設または飲用に供する水については衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なうものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上。また、新規採用時には必ず）実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その運営についての重要事項)

第14条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の整備を行なう。

- (1) 新任研修 6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所の従業員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても引続き前項に規程する義務を負う。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業所のカルテ他資料の保管は2年間とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野県厚生農業協同組合連合会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

規程施行	平成22年4月1日
改正施行	平成24年4月1日
改正施行	平成27年4月1日
改正施行	平成30年4月1日
改正施行	令和6年1月1日